

第二次滋賀県再犯防止推進計画(素案) 概要版

厚生・産業常任委員会 資料4-2
令和5年(2023年)12月14日
健康医療福祉部健康福祉政策課

第1章 計画策定にあたって

●計画策定の趣旨

・第一次滋賀県再犯防止推進計画(令和元年度～令和5年度)が終期を迎えることから、国の第二次再犯防止推進計画を踏まえ、関係機関が一丸となって、生きづらさのある人に寄り添いながら、犯罪が選択肢とならないような社会環境をつくるとともに、それがひいては被害者を生み出さない社会になることを目指して、新たな計画を策定する。

●位置づけ

・再犯の防止等の推進に関する法律に規定する地方再犯防止推進計画

●計画期間

・令和6年度から令和10年度まで(5年間)

第2章 本県の再犯防止を取り巻く状況

・第一次滋賀県再犯防止推進計画の策定から5年目になるが、依然として検挙される人員の約半数が再犯者である。
・令和4年における刑法犯検挙総数2,146人のうち再犯者数は938人で再犯者率は43.7%(全国 47.9%)となっている。

第3章 第一次滋賀県再犯防止推進計画の取組・課題

【主な課題】

1. 国・民間団体等との連携強化

⇒地域の支援に円滑につながることができるようネットワークの充実が求められている
⇒社会復帰支援だけでなく、地域社会の一員として過ごせる環境の整備が求められている

2. 就労・住居の確保

⇒市町が単独で実施することが困難な就労や住居確保の支援が求められている
⇒協力雇用主のもとで実際に雇用に至っている人数が少なく、また協力雇用主の職種に偏りがある

3. 保健医療・福祉サービスの利用の促進

⇒刑事司法関係機関、行政、地域の医療・福祉関係機関の更なる連携強化が必要である
⇒再犯率が高い薬物犯罪等について依存症対策と連携した支援や特性に応じた支援が求められている
⇒性犯罪者等の性課題のある人への支援を行う人材の育成が求められている

4. 非行の防止と修学支援の実施

⇒少年等に対する適切な就労・修学支援が求められている

5. 民間協力者の活動の推進、広報・啓発

⇒保護司のなり手不足について、持続可能な保護司制度の構築に向けた基盤整備への支援が求められている
⇒更生保護や保護司制度に関する県民の理解を促進することが求められている

【成果】

地域生活定着支援センターによる刑事司法手続段階を含む高齢者・障害者支援事業における支援対象者の2年後の地域支援継続率 (目標値:90%以上)
(R元 91.2% R2 95.3% R3 92.6% R4 100%)

第4章 基本理念と基本目標

基本理念

『誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現』
～県民の理解と協力のもと、円滑な社会参加による「誰一人取り残さない」共生社会の実現～

基本目標

罪を犯し、生きづらさのある人が犯罪を選択肢とすることなく地域で暮らしていくことができる社会の実現

取組方針

- (1) 地域社会における生活で困難な状況にある罪を犯した人等の主体性を尊重し、困難に応じた生活再建を実施します
- (2) 刑事司法手続を含むあらゆる段階で、生きづらさのある人に寄り添う「息の長い支援」を実施します
- (3) 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、罪を犯した人等が犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解することの重要性を踏まえた支援を実施します
- (4) 国・県・市町・民間団体等の役割分担を踏まえ、緊密な連携協力による「支援の輪の拡充」により、更生支援を総合的に推進します
- (5) 罪を犯した人を支援する者が孤立することのないように、関係機関の有機的なネットワークを強化します
- (6) 更生支援の取組を広報するなどにより、広く県民の関心と理解を醸成します

第5章 基本施策

1. 国・市町・民間団体等との連携強化

(1) 国・市町・民間団体等と連携した更生支援のための取組

- ・罪を犯した人等に対する必要な支援機関等へのコーディネートの実施
- ・刑事司法手続が終了した人に対する継続的支援の実施
- ・職員や関係機関等に対する研修の実施

(2) 市町に対する必要な支援や域内のネットワーク構築のための取組

- ・刑事司法関係機関や更生保護の民間団体等との連携強化
- ・全市町で再犯防止推進計画が策定されるよう必要な助言や情報の提供

2. 就労・住居の確保

(1) 就労の確保のための取組

- ・障害のある人・生活困窮者向け就労支援事業者に対する啓発および情報提供
- ・刑期等が終了した後の職場定着までの継続的支援

(2) 住居の確保のための取組

- ・地域社会における定住先の確保
- ・地域における罪を犯した人等の社会復帰に有用な制度や社会資源に関する情報提供

3. 保健医療・福祉的支援の充実

(1) 高齢者または障害のある人等への支援のための取組

- ・刑事司法手続の入口も含めた各段階で保健医療・福祉サービスを受けられるようにするための調整
- ・関係機関および市町の支援体制の充実
- ・地域精神科医療等との連携

(2) 薬物依存症者への支援のための取組

- ・依存症問題に関する広報・啓発の実施
- ・薬物依存症者への支援を実施する民間団体との連携

(3) 特性に応じた支援のための取組

- ・特性に応じた福祉的支援実施に向けた関係機関の連携強化
- ・特性に応じた支援や指導の充実

4. 非行防止と修学支援の実施

(1) 再非行の防止の観点も含めた非行防止のための取組

- ・「あすくる」において実施している支援プログラムの充実
- ・高等学校等で学び直す場合の教育費負担の軽減

(2) 非行等を理由とする修学中断の防止のための取組

- ・生活保護受給世帯等の中学生等を対象にした学習・生活支援
- ・生徒指導緊急特別指導員の派遣による生徒指導体制の強化

(3) 非行の未然防止の観点を踏まえた、社会生活に困難を有する子ども・若者に対する支援のための取組

- ・学校、幼稚園、保育所等関係機関および家庭が連携し、地域ぐるみで子どもを支える基盤構築

5. 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進

(1) 民間協力者の活動の推進のための取組

- ・民間協力者の活動に対する支援および顕彰
- ・保護司のなり手不足解消に向けた支援

(2) 広報・啓発活動の推進のための取組

- ・再犯防止啓発月間等における啓発事業の実施
- ・“社会を明るくする運動”の推進

指標

・地域定着支援センターにおけるコーディネート件数 (R4年度:13件)

・再犯防止推進計画の策定市町数 (R5.4月時点:15市町)

・協力雇用主の登録数 (R4.10時点:397社(うち実際に雇用している協力雇用主14社))

・入居者の範囲に「保護観察対象者」を含むセーフティネット住宅の登録戸数 (R5.3時点:11,404戸)

・居住支援法人における「刑事司法関係機関および更生保護機関からの依頼を受けて支援した」件数 (R5年度より集計)

・地域生活定着支援センターにおける相談件数 (R4年度:36件)

・地域生活定着支援センターによる刑事司法手続段階を含む支援対象者の2年後の地域支援継続率 (R4年度:100%)

・青少年立ち直り支援センター(あすくる)での支援プログラム終了した者のうち、就職や就学などにつながった者の割合 (R4年度:76.2%)

・保護司の充足率 (R5.1時点:98.0%)

・更生保護事業の認知度 (R5県政モニター調査 14.3%)